

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
 (JASDAQ・コード 6425)
 問合せ先 広報・IR 室
 電話番号 03-5530-3055 (代表)

**フィリピンにおける『OKADA MANILA®』の建設資金への充当を目的とした
 4 億米ドルの海外私募債に関する販売代理人契約及び買取契約締結のお知らせ**

当社は、本日付にて下記に記載される総額 4 億米ドルの私募債に関する販売代理人契約を締結し、また、販売代理人であるドイツ銀行グループのドイツ証券株式会社を通じて、投資家との間で当該私募債の全額についての買取契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。今回の私募債は、平成 27 年 8 月 18 日付「私募債の条件決定に関するお知らせ」でお知らせいたしました、平成 27 年 8 月 24 日に発行が完了した海外私募債の追加発行となります（以下、平成 27 年 8 月 24 日に発行が完了した海外私募債を「第 1 回私募債」と言い、発行予定日が平成 28 年 10 月 14 日となる今回の海外私募債を「第 2 回私募債」と言います。）。なお、第 2 回私募債については、平成 28 年 10 月 14 日に発行が完了する予定です。当社といたしましては、第 2 回私募債の発行により、フィリピンにおいて建設を進めている世界最高峰のカジノ・エンターテインメントリゾートである『OKADA MANILA®』開業のための建設資金を概ね確保できることとなります。

記

【第 2 回私募債の概要】

第 2 回：株式会社ユニバーサルエンターテインメント海外私募債 (海外適格購入者 (Qualified Purchaser) 限定)	
1. 社債の総額	4 億米ドル
2. 満期	平成 32 年 8 月 24 日
3. 発行予定日	平成 28 年 10 月 14 日
4. 利率	年率 8.5% 但し、当社の選択によって、6%を超える金利については元本を増加させることにより満期まで支払いを繰延べることが可能
5. 資金使途	『OKADA MANILA®』の建設・開発資金等に充当
6. 保証人	Aruze USA Inc. (当社 100% 子会社) 保証及び担保契約 (Guarantee and Collateral Agreement) に基づき、一定の当社関係会社は保証人の債務について担保提供する (下記「担保資産」参照) ほか、一定の資産基準を超えた当社子会社は追加で保証債務を負担する可能性がある
7. 担保資産	第 2 回私募債は無担保。保証人が社債権者又は担保エージェントに負う債務に

ご注意：この文書は、当社が株式会社ユニバーサルエンターテインメント私募債の発行に関して日本において一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本私募債は国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における証券の販売の申し込み又は証券の購入の申し込みの勧誘ではなく、これを意図するものでもありません。本私募債は、1933 年米国証券法又は米国におけるいかなる州その他の管轄における証券法に基づく登録は行われておらず、また、その登録が行われる予定もありません。1933 年米国証券法又は米国の適用のある州に係る証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において、また、米国における者の計算において若しくはその利益のために行動する者に対して証券の募集又は販売を行うことはできません。

	<p>は、保証及び担保契約に基づく担保（第1回私募債の保証についての担保と同順位）が付される。主な資産は以下の通り</p> <p>① 当社が保有する Aruze USA Inc.の全発行済株式</p> <p>② 当社又は当社子会社が保有する一定の銀行口座（本募集により調達される資金は、実際に必要資金が支払われるまでの間、当該口座において保管される）</p>
8. 期限前償還	<p>第1回私募債の発行日の4年後の応当日の前日までの間は額面の100%に一定のプレミアムを加えた金額で第2回私募債の全部または一部を償還可能。第1回私募債の発行日の4年後の応当日以後は額面の100%の金額で第2回私募債の全部または一部を償還可能。当社の経営権の変更、一定の資産の状況に変更が生じた場合、又は一定の財産の処分が生じた場合、社債権者からの求めに応じて第2回私募債の要項に従った条件で第2回私募債の全部または一部の買い戻し義務が生じる。また、規制環境の変更等により当社が必要と判断した場合、第2回私募債の要項に従った条件で期限前償還される可能性がある</p>
9. 発行形態	<p>米国証券法のレギュレーション S に基づく海外私募（適格購入者（米国の1940年投資会社法に規定される Qualified Purchaser）限定）</p>
10. 上場取引所	<p>シンガポール証券取引所（上場申請手続き中）</p>
11. 販売代理人	<p>ドイツ証券株式会社</p>

以 上

ご注意：この文書は、当社が株式会社ユニバーサルエンターテインメント私募債の発行に関して日本において一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本私募債は国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における証券の販売の申し込み又は証券の購入の申し込みの勧誘ではなく、これを意図するものでもありません。本私募債は、1933年米国証券法又は米国におけるいかなる州その他の管轄における証券法に基づく登録は行われておらず、また、その登録が行われる予定もありません。1933年米国証券法又は米国の適用のある州に係る証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において、また、米国における者の計算において若しくはその利益のために行動する者に対して証券の募集又は販売を行うことはできません。